

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

【責任者・指導者】

- ①健康チェック表の確認（以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる事）
 - ア 体調がよくない場合（特に発熱・咳・咽頭痛等の症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ②マスク・フェイスシールド着用をお願い（施設への往復時等を含む）

※マスク着用が望ましいが熱中症や呼吸器への影響も考慮し、運動中のマスク着用は指導責任者の判断とする。着用者がいる場合は状態を確認し、変化に留意する。
- ③こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒の実施
- ④他の利用者との距離（できるだけ 2 メートル以上）を確保すること（障害者の誘導や介助を行う場合を除く）
- ⑤大きな声で会話をしない
- ⑥練習参加を強制しない（練習自粛の申告があった場合はその意思を尊重し、復帰後不利になるような行為は行わない）
- ⑦新型コロナウイルス感染症を発症した場合、責任者に対して速やかに報告（濃厚接触者の有無等）すること（行動記録を基に確認）
- ⑧練習参加者の確認（氏名、年齢、生年月日、住所、連絡先「電話番号、メールアドレス等」）

※未成年者の確認は保護者連絡先を含む
- ⑨上記①~⑧を除く責任者が決めた「感染防止のための措置」の遵守（施設管理者がいる場合はその指示に従うこと）

責任者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、参加者の氏名を日誌に記録し、保存期間（少なくとも 1 か月以上）を定めて保存しておくことが必要。また、利用者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、柔道場・施設の立地する自治体の衛生部局と速やかに連絡が取れるようあらかじめ検討しておくことが必要である。

【練習参加者】

- ①健康チェック表で体調と行動を毎日記録し、練習前に指導者に提出する
- ②利用前2週間における下記事項の報告
 - ア 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触
- ③マスク・フェイスシールドの着用（柔道場・施設への往復、更衣室利用等の練習・トレーニングを行っていない時を含む）息苦しい・暑い等体調の異変は直ぐに申し出ること
- ④こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒の実施
- ⑤練習および柔道場・施設利用前後の「三つの密」の回避（会話時のマスクの着用や手洗い・うがい等の感染対策に十分に配慮すること）

【道場・練習施設】

(1) 手洗い場所

- ①他の利用者との距離（できるだけ2メートル以上）を確保すること 障害者の誘導や介助を行う場合を除く）
- ②手洗い方法等の掲示をすること
- ③手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参やペーパータオル（使い捨て）を用意する等、施設設置の布タオルやハンドドライヤーを使用しないようにすること
- ④手洗いが難しい場合はアルコール等の手指消毒剤を用意すること

(2) 更衣室・休憩スペース

- ①広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること
- ②対面で食事や会話をしないようにすること
- ③広さにゆとりを持たせる場合が難しい場合は利用数を制限する等の措置を講じること
- ④複数の利用者が触れる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル）、イス等）についてはこまめに消毒を行うこと
- ⑤換気扇の使用や窓の開放等、換気に気を付けること
- ⑥入退室の前後に手洗いをすること

(3) トイレ

- ①複数の利用者が触れる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること
- ②トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示すること
- ③手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- ④手洗い方法等の掲示をすること
- ⑤手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参やペーパータオル（使い捨て）を用意する等、施設設置の布タオルやハンドドライヤーを使用しないようにすること

(4) 保護者の入場管理

- ①「密」の状態を防ぐため、人数制限を行うこと
- ②マスク着用をお願い（施設への往復時等を含む）
- ③大声での会話や声援を控えること

(5) 施設的环境

- ①換気扇の使用や窓の開放等、換気に気を付けること
- ②畳や床をこまめに清掃すること
消毒を行うことが望ましいが、施設等の状況を考慮し、固く締ったモップ・雑巾で拭き、乾燥をさせる等状況に沿った方法をとること
- ③入口に手指消毒設備を設置し、遵守すべき事項の掲示を行うこと
※公共施設を使用している場合は施設管理者と相談すること
- ④ゴミはビニール袋等に入れて密閉する（ゴミ回収時はマスクやビニール手袋を着用し、着用後は手洗い、消毒を行う）
- ⑤不特定多数が触れる部分を練習前・後に清拭消毒すること
※手が触れることがない床や壁は通常の清掃で構わないが、手が触れる可能性がある畳等は適切に清掃・消毒することが求められる。ただし、公共の施設を使用している場合は施設管理者と相談すること

【練習・トレーニング中の留意事項】

- ①感染予防の観点から周囲の人となるべく距離を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
- ②十分な距離を確保するため、1名/8㎡、畳4枚ほどを目安とすること（ただし、練習場所の広

さを考慮し、最低でも畳2枚に1名以上とならないように注意する)

③屋内外にかかわらず、他者の呼気の影響を避けるため、前後一直線に並ぶのではなく斜め後方に位置をとる等工夫すること

④その他

ア 唾や痰をはく行為は極力人前で行わないこと

イ タオル・飲料の共用はしないこと

ウ 飲食については指定場所以外では行わず周囲となるべく距離をとって対面を避けて行うこと

エ 飲みかけの飲料は持ち帰り、自宅で捨てること

オ 責任者が飲料物を利用者に提供する際は、以下に配慮して適切に行うこと

i 利用者が飲料物を手にする前に手洗い・手指消毒を行い、マスクを着用すること

ii スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること